

吹田市シェアサイクル事業 仕様書

吹田市シェアサイクル事業の事業内容及び仕様は、この仕様書に定めるところによる。なお仕様書に記載されている事項については、別に定めのない限り、事業者が市内で運営するすべてのシェアサイクル事業に適用される。

1 実施期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

2 実施エリア

吹田市全域

3 定義

- (1) シェアサイクルとは、複数の箇所に設置された自転車の貸出・返却拠点（以下「サイクルポート」という。）間での移動において、利用者が自転車を自由に借り、返却できる交通手段をいう。
- (2) 公共用地とは、市が所有する不動産、道路、公園その他の公有財産及び市が第三者から借受けた不動産であって、市が管理しているものをいう。

4 役割分担

(1) 吹田市

- ①サイクルポート用の公共用地の提供
- ②公共用地に係るシェアサイクル事業に関する関係機関との協議・調整
- ③市民等への周知・広報、利用促進に関する取組
- ④事業者が実施するサイクルポートの確保に関する取組への協力

(2) 事業者

- ①シェアサイクル事業の運営（利用者の登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情対応等）
- ②施設及び器材（自転車、サイクルポート等）の整備・維持管理、撤去及び原状回復
- ③違法駐車対策
- ④サイクルポート用公共用地以外でのサイクルポートの確保
- ⑤利用者への周知・広報、利用促進に関する取組
- ⑥各種データの収集・整理及び吹田市への提供
- ⑦本事業の結果報告

5 シェアサイクルの内容

(1) システム及び利用方法

- ①市内に複数のサイクルポートを設置し、設置個所における個別の制約のない限り、いつでもどのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ②スマートフォンなどを利用し、ポート位置・利用可能情報確認、予約、貸出、返却及び決裁が可能なシステムとすること。
- ③誰でも容易に利用登録ができ、利用可能なシステムとすること。
- ④利用者の個人認証を行うこと。
- ⑤近隣自治体を含む他の自治体に設置されたサイクルポートと市内のサイクルポートとの間においても、自転車の貸出・返却が可能なシステムとすること。

(2) サイクルポート

- ①無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ②サイクルポートには、わかりやすい利用案内看板を設置することとする。
- ③設置及び撤去が容易に行える構造とすること。
- ④各サイクルポートについて駐輪可能台数を定めるとともに、定められた駐輪可能台数以上の自転車を駐輪できないシステムとすること。
- ⑤サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- ⑥サイクルポート（サイクルポートに附属する設備を含む）は、吹田市屋外広告物条例等各種法令を遵守するとともに、吹田市屋外広告物ガイドラインを参考に周辺との景観の調和を考慮したデザインとすること。
- ⑦ラックの整備、駐輪可能エリアの明示など、自転車が整然と駐輪できるようなものとすること。また、サイクルポートに設置された自転車が倒れる等により、第三者に危害等を加えることが生じないように措置を講ずること。
- ⑧公共用地以外でのサイクルポートの設置を積極的に行うこと。なお、当該設置に係る相手方との協議、契約等の手続きは、原則として事業者が行うこと。
- ⑨シェアサイクル事業終了後は、公共用地に設置したサイクルポート及び附属する設備を撤去し、現状回復を行うこと

(3) 自転車等

- ①制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けなど、道路交通法等の関連法令に適合した車両を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとすること。
- ②電動アシスト付き自転車とし、荷物を載せることができるかご付きとすること。
- ③自転車台数はサイクルポートの駐輪可能台数の半数程度を目標に配備すること。
- ④自転車の位置情報が把握できる機能を搭載すること。

(4) 料金

- ①多くの人に利用してもらえるような料金とすること。

6 事業の運営

事業者は下記事項に留意して本事業の運営を行うこと。

- ①必要な人員・体制を整え、円滑な運営に努めること。
- ②利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、連絡・対応可能な体制とすること。
- ③配置している本事業用自転車について台数に偏りが生じた場合は、サイクルポート間での再配置を行うこと。また、本事業用の自転車がサイクルポート以外の場所に放置されていた場合は、速やかに回収すること。
- ④利用者が安全に利用できるよう、自転車及びサイクルポートは定期的にメンテナンスを行うこと。
- ⑤設備の不具合及び損傷、事故並びにトラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ⑥サイクルポートには本事業用自転車以外の自転車が止められないように配慮するとともに、止められていた場合は適切な対応を行うこと。
- ⑦サイクルポートを廃止する場合は、速やかに設備を撤去し、原状回復を行うこと。
- ⑧利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応するため、適切な補償額が設定された保険に加入すること。
- ⑨利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- ⑩利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。また、ヘルメットの着用が普及するように努めること。
- ⑪自転車の盗難対策を行うこと。
- ⑫設置した全てのサイクルポートについて、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、役割分担に基づき、責任を持って対応処理すること。
- ⑬本事業用自転車が、違法駐輪として撤去・保管された場合は、事業者の費用負担において対応すること。

7 サイクルポート用公共用地の提供

- ①本市は、サイクルポートの設置用に別紙に記載する公共用地を提供予定であるため、当該箇所にサイクルポートを本事業開始後、速やかに設置すること。ただし、各施設管理者や関係各部署等との調整の結果、提供する公共用地は変更となる場合がある。
- ②サイクルポートの設置に関する各種条件や管理者との協議を満足すれば、サイクルポートを設置する公共用地は今後も増設する予定である。
- ③本市が提供する予定のサイクルポート用公共用地には基本的に電源がないため、電源設備を整備する場合は、関係者間で協議を行い、事業者の負担で整備すること。
- ④公共用地のサイクルポートにおいて、施設の管理上必要が生じた場合や、利用者以外の市民への支障が生じた場合は、休止、撤去または一部撤去を命じることがある。

8 事業に係る費用等

- ①本事業の運営に要する費用（公共用地以外のサイクルポート設置に係る土地使用料等の費用を含

む。)は全て事業者の負担とする。

- ②本市が提供するサイクルポート用公共用地の使用料は無償とする。
- ③利用者の利便性の確保を優先した上で、本事業で得られた費用（売り上げ、利益等）のうち、公共用地のサイクルポートにおいて得られた費用（売り上げ、利益等）の一部を市に還元すること。還元率については、事業者からの提案を基に協議し決定するものとする。還元の開始時期の方針についても提案すること。
- ④上記③以外の売上は、全て事業者に帰属する。

9 事業の維持・改善

- ①利用者の利便性を維持するため、サービス規模をできるだけ早期に確保すること。また、これを実施するための方針を提案すること。なお、令和6年11月7日現在のサイクルポートの設置状況は以下のとおりである。

	ポート数	ラック数
公共用地	25	180
民有地	51	391
合計	76	571

- ②本事業開始以降のサイクルポート・自転車の増設に関する計画を作成すること。
- ③平時及び災害時における本市職員のシェアサイクル利用について提案すること。

10 分析及び報告

- ①事業者は、以下の報告書を本市に提供すること。また、各種分析等に必要なデータを市の求めに応じて提供すること

報告書	提出時期	内容
定期報告書	実施月の翌月 15 日まで	【各月の実施状況】 <ul style="list-style-type: none">・自転車及びサイクルポートの利用状況（利用者数、利用回数、利用時間、回転率、自転車台数、サイクルポートの設置数等）・利用者の移動データ・収支状況・その他吹田市が指定する事項
年度報告書	各年度終了後 30 日以内	【各年度の実施状況】 <ul style="list-style-type: none">・同上・検証結果、課題、今後の方向性等
最終報告書	事業終了後 30 日以内	【事業期間すべての実施状況】 <ul style="list-style-type: none">・同上

②事業者は、必要に応じ、利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、調査結果を本市に報告すること。

別紙

No.	名称	住所	駐輪可能数
1	阪急北千里駅前東第2自転車駐車場	藤白台 3-119-11	10
2	阪急山田駅前東自転車駐車場	山田西 4-2-36	6
3	北大阪急行桃山台駅前東第2自転車駐車場	竹見台 4-1-5	8
4	阪急豊津駅前南第2自転車駐車場	垂水町 2-617-2	6
5	阪急吹田駅前南自転車駐車場	寿町 1-2691-2	10
6	江坂駅前中央自転車駐車場	豊津町 100-2	6
7	江坂公園自転車駐車場	江坂町 1-19-1	4
8	南高浜自転車駐車場	南高浜町 36-41	10
9	JR 岸辺駅前北自転車駐車場	岸部中 4-8-1	6
10	吹田市役所	泉町 1-3-40	5
11	吹田市立千里丘市民センター	千里丘上 14-37	6
12	吹田市立北千里市民体育館	藤白台 5-5-1	7
13	吹田市立山田市民体育館	山田西 3-84-1	6
14	中の島スポーツグラウンド	中の島町 6-1	4
15	吹田市立目俵市民体育館	目俵町 1-11	4
16	千里南公園	津雲台 1-3	6
17	吹田市立男女共同参画センター	出口町 2-1	4
18	吹田市立中央図書館	出口町 18-9	6
19	吹田市立山田ふれあい文化センター	山田東 1-28-9	6
20	紫金山公園	五月が丘東 5	5
21	佐井寺南が丘公園	佐井寺南が丘 14	5
22	吹田市立健都ライブラリー	岸部新町 2-31	12
23	阪急南千里駅	津雲台 1-1	21
24	吹田市立南吹田市民体育館	南吹田 5-34-1	10
25	吹田市立亥の子谷コミュニティセンター	山田西 1-26-20	3